

## 北海道道州制特区推進法に係る最近の動き

17.10

自民党道州制調査会北海道検討小委員会中間報告で、「北海道道州制特区推進法案を次期国会に提出する」とされる

全国知事会道州制特別委員会で、北海道道州制特区推進法の早期制定を求める緊急アピールが採択される

17.12

道議会で、「北海道道州制特区推進法の早期制定を求める意見書」が採択される

18.1

高橋知事から内閣府櫻田副大臣に対し、北海道道州制特区推進法の制定と、権限移譲に当たっての財源措置として北海道道州制特区推進交付金の制定等を要請

18.2

自民党道州制推進議員連盟が、北海道道州制特区推進法の試案を決定し発表(1日)

高橋知事と内閣府櫻田副大臣とで、自民党道州制推進議員連盟の試案に対する意見交換を実施(5日)

自民党道州制調査会(7日)

自民党道州制調査会北海道検討小委員会(8日)

自民党道州制調査会北海道検討小委員会(14・15日)

自民党道州制調査会北海道検討小委員会(21・22日)

高橋知事が小委員会で道の考え方を説明(21日)

18.3

自民党道州制調査会北海道検討小委員会(8日)

自民党道州制調査会北海道検討小委員会(15日)

# 資料

1. 北海道『道州制特区』の推進について(基本的考え方)
2. 北海道道州制特別区域推進法案の基本的考え方(検討素案)

内閣府

## 1 目的・趣旨

- ・ 地域の特性に応じた事務処理等の特例措置を講ずることにより、地方分権を推進し、行政運営の効率化を図り、もって北海道の自立的発展に資する。
- ・ あくまでも現行都道府県制を前提とした取組。

## 2 事務の移譲項目

- ・ 北海道から提案のあった13項目のうち、可能なものを移譲。
- ・ 道路、河川については、閣法で提案するに当たって、最低限盛り込まなければならない事項。第一段階の移譲として他県並みの制度とし、更なる移譲（基幹的なもの以外）については、今後要検討。
- ・ その他の項目については、今後検討を進め、必要に応じて（今後の道州制特区推進法改正により）追加。

## 3 財政措置

- ・ 移譲する道路、河川等の公共事業に関し、現在国が当該事業に要していた国費について、原則として交付金等として北海道に交付。
- ・ 交付金の用途は、移譲される道路、河川等の公共事業に限定。目的別に交付。ただし、その範囲において弾力的な執行に配慮。
- ・ なお、道州制特区は北海道の自立を促進するものであることから、5年後から移譲された事業に係る北海道特例に相当する財政措置について段階的に縮小することとし、最終的には他の都府県のレベルを検討する。

## 4 職員

- ・ 事務の移譲に関連して、国及び北海道においてスリム化を徹底。
- ・ 事務の移譲に伴い必要な人員については、北海道において国からの職員を受け入れることとする。国から北海道へ移籍する職員の退職金相当額については、北海道の負担に配慮。

## 5 見直し

- ・ この法律の施行から5年後、財政措置も含めて必要な見直しを行う。

※ 下線部については、閣法として提案するための最低条件

\* なお、本案については、政府部内における十分な調整が今後必要

## 1 目的・趣旨

北海道の区域を「道州制特別区域」（以下「道州制特区」という。）として設定し、当該地域の特性に応じた事務処理等の特例措置を講ずることにより、地方分権を推進し、行政運営の効率化を図り、もって北海道の自立的発展に資することを目的とする。

## 2 概要

### (1) 国及び北海道の責務

- ・ 国は、道州制特区を推進するため、国から北海道への事務の移譲及び北海道から市町村への事務の移譲等が円滑に進むよう、必要な措置を講ずるよう努める。
- ・ 北海道は、区域内の市町村の自主的な合併の推進、区域内の市町村への事務の移譲等に努める。

### (2) 道州制特区推進計画の作成等

北海道は、以下の事務処理等の特例措置を踏まえた道州制特区の取組方針、具体的目標、住民の生活の利便性の向上を図るための施策等の事項を定める道州制特区推進計画を作成し、公表する。

国は、北海道に対し、道州制特区推進計画に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

### (3) 事務処理等の特例措置（別紙1参照）

道州制特区の推進を図るため、国の地方支分部局が実施している事務を北海道知事に移譲する。

### (4) 財政措置：交付金の創設（別紙2参照）

国は、北海道知事に対し、道州制特区推進計画に基づく道路、河川等の公共事業の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金等を交付することができる。

その際、当分の間、事業等の円滑かつ確実な実施のために必要な額の交付金等を交付する。

※ 現在国が移譲する公共事業に要していた経費について、道路・河川等特定の目的別の交付金等として交付する。

(5) 国の権限に属する事務の移譲の要請

北海道知事は、議会の議決を経て、国に対し、道州制特区を推進するため国の権限に属する事務を移譲するよう要請することができる。

(6) 道州制特区推進本部の設置

道州制特区を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に内閣総理大臣を本部長とする道州制特区推進本部を設置する。

(7) 経過措置

・ 国有の財産等の譲渡等

事務が移譲される際に、現に当該事務の用に供している国有の財産等について、北海道において引き続き当該事務の用に供する必要があると認められる場合には、国有の財産等を北海道に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

※ 職員の引き継ぎについて

- ・ 事務の移譲に関連して、国及び北海道においてスリム化を徹底。
- ・ 事務の移譲に伴い必要な人員については、北海道において国からの職員を受け入れることとする。国から北海道へ移籍する職員の退職金相当額については、北海道の負担に配慮。

(8) 見直し規定

この法律の施行から5年後、必要な見直しを行う。なお、移譲された事業に係る北海道特例に相当する財政措置については、5年後から段階的に縮小することとし、最終的には他の都府県のレベルを検討する。

**3 施行期日**

原則として平成19年4月1日。ただし、事務の移譲については、準備に要する期間を勘案し、事項によって別途施行期日を定める。

# 『道州制特区』における事務の移譲等について

別紙1

## ※考え方

- ・道州制特区は、北海道が国の地方支分部局と管轄の範囲が同じであるという地域特性に鑑み、二重行政の改善に向けた取組を進めようとするものであり、まずは地方支分部局が実施している事務の移譲について検討する。
- ・行政運営の効率化を図る観点から、現在原則として国においてのみ実施されている事務については、今後の検討に委ねるものとする。
- ・今国会に当該事項に関連する法改正が予定されているものについては、法の成立、施行状況等も確認した上で、改めて検討する。
- ・全国的統一性の極めて高いものについては、慎重に検討する。

この考え方に沿って北海道の提案を整理

関係省庁	北海道からの提案のうち、当面の検討対象となる事項	北海道からの提案のうち、中長期的な検討対象となる事項	(参考)将来の全国的な道州制導入の議論等に併せて検討対象となると考えられる事項例
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理容師・美容師・<u>調理師</u>の養成施設の指定及び監督</li> <li>・HACCPの承認及び調査・監視</li> <li>・<u>国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関の指定及び監督</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立就業支援助成金事業等</li> <li>・職業紹介</li> <li>・医療保険各法に係る保険医療機関の指導及び監督</li> <li>・医薬品及び医療用具の製造業及び輸入販売業の許可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有林の治山事業</li> <li>・農業関係事業の經由事務の移譲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地転用の許可、事前協議</li> <li>・保安林の指定・解除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な土地改良事業</li> <li>・漁港</li> </ul>
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会議所法関係の許認可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小小売商業高度化事業計画の認定等</li> <li>・前払式割賦販売業者等に対する営業許可等</li> </ul>	
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定の際の大臣同意の廃止</li> <li>・砂防事業</li> <li>・国道の整備管理(他県並み)(★)</li> <li>・河川管理(他県並み)(★)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路運送法に基づく許認可</li> <li>・過疎地におけるNPO等に対する有償運送許可に関する権限の移譲</li> <li>・国道の整備管理(基幹的なものを除く)</li> <li>・河川管理(基幹的なものを除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二種空港の管理</li> <li>・旅行業、ホテル・旅館の登録</li> <li>・自動車登録検査</li> <li>・港湾</li> </ul>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>鳥獣保護法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)</u>及び国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害規制基準の設定</li> <li>・産業廃棄物処理施設等の基準等の設定</li> </ul>	

- ※当面の検討対象事項の中にも、政省令、告示の改正で足りるものもある。
- ※産業クラスター計画の策定・実施、生活交通維持確保計画の承認は法令上の権限ではない。
- ※斜字については、移譲の方向を確認済み。
- ※★印については、政府提案する場合には、最低限盛り込まなければならない事項。
- ※連携共同事業(道路の除雪、入国管理に係る職員の派遣等)についても、工程表に基づき着実に実施。

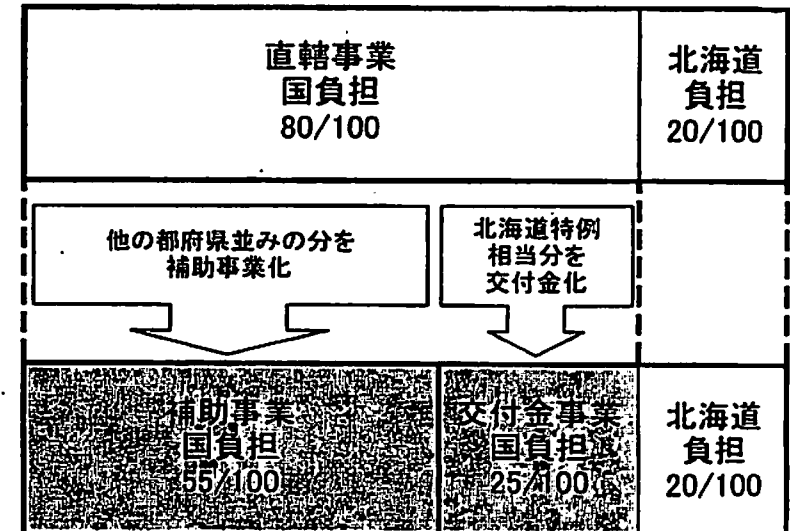
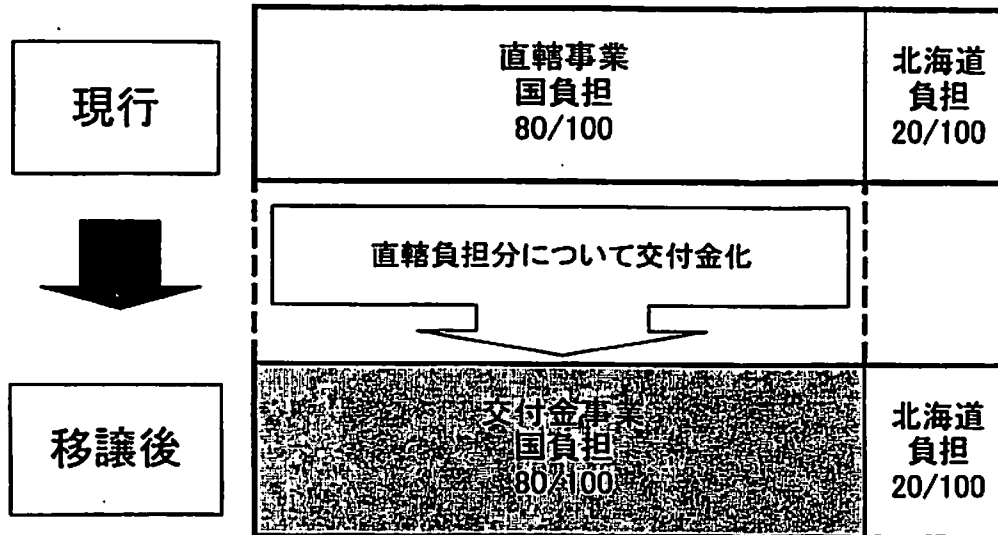
# 北海道道州制特区推進交付金(仮称)のイメージについて(案)

## 【例】 道路の改築事業を移譲する場合

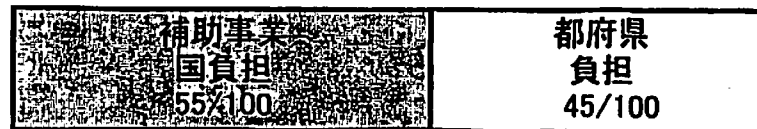
A案: 全てを交付金化

B案: 他の都府県並みの部分を補助事業化し、  
北海道特例相当分を交付金化

4



(参考)  
本州等



※ 道路・河川等特定の目的別の交付金を創設

# 資 料

1. 『道州制特区』における事務の移譲等について
2. 北海道道州制特区推進のイメージ

平成 18 年 3 月 15 日

内 閣 府



## 『道州制特区』における事務の移譲等について

## ＜考え方＞

- ・地方支分部局が実施している事務の移譲について検討
- ・現在原則として国においてのみ実施されている事務、今国会に当該事項に関連する法改正が予定されているものについては、今後改めて検討
- ・上記の考え方に沿って北海道の提案を整理し、当面の検討対象とされた事項について、次のとおり、関係省庁と調整

## 1. 北海道道州制特別区域推進法案で対応する項目

関係省庁	事項
厚生労働省	・調理師養成施設の指定及び監督
	・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関の指定及び監督
環境省	・鳥獣保護法に係る危険猟法(麻酔薬の使用)の許可

## 2. 法案に基づき政省令等で対応を検討する項目

関係省庁	事項
経済産業省	・商工会議所関係の許認可等の一部の事務

3. 関係省庁が北海道の提案自体については、対応が困難等としている項目  
(下線部は、北海道の要望に応じ何らかの改善を検討しているもの)

関係省庁	事項
厚生労働省	・理容師・美容師養成施設の指定及び監督
	(理由)理・美容師は国家資格であり、それぞれの養成施設の卒業が受験資格の要件となっており、各地域の養成施設の教育環境・教育内容によって受験生に不利益が生じないようにする必要があることから、移譲は困難である。
	・総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認及び調査・監視
	(理由)HACCPの承認等については、全国流通する製品の承認に地域間格差が生じないよう国が一元的に行う必要があり、また、北海道の企業を含めた関係業界から「全国一律の承認審査が行われるべき」との強い要望が出されていることなどから、移譲は困難である。(なお、審査基準の客観化が可能な部分については、道に委ねることも可能である。)

関係省庁	事 項
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民有林の治山事業</li> </ul>
	<p>(理由)道内で実施中の2地区については、道と整備状況を確認し、協議の上、補助事業により道が実施する方向で調整。ただし、将来の大規模災害の発生を考慮すれば、直轄治山事業という国の支援制度は存置することが必要</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業関係事業の経由事務の移譲</li> </ul>
	<p>(理由)農業農村整備事業は、国営事業と都道府県営事業等を連携して行っており、事業の効果的かつ効率的な実施を確保する観点から経由事務は必要。なお、道提案の趣旨を十分踏まえて、本事務に係る文書処理を一層迅速化する方向で調整を行っているところ</p>
国土交通省、農林水産省、環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画決定の際の大臣同意の廃止</li> </ul>
	<p>(理由)都市計画決定の際の大臣同意は、法律上「国の利害との調整を図る観点」から行うもの。北海道が一地方公共団体である以上、北海道に限り「国の利害との調整」の必要がなくなることはあり得ず、大臣同意の廃止は困難。ただし、同意手続を簡素化するほか、道州制特区の性格に応じ、大臣同意の必要な範囲について見直しを検討(告示の改正等)。</p>
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防事業</li> </ul>
	<p>(理由)内閣府の特区法案別紙に示された直轄通常砂防事業には2地域が該当するが、改めて点検を行い、直轄事業は国の責務として国自ら人命・財産を守る必要のある地域に限定し、それ以外の地域については道に移管する方向で、直轄砂防事業の一部移譲を検討する。また、国と道の連絡調整の会議を設け、連携を一層強化していく。</p>
環境省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定鳥獣保護区内での捕獲許可に関する権限</li> </ul>
	<p>(理由)鳥獣保護区については、世界遺産、ラムサール条約登録地等の国際的・全国的見地に限定して国が指定、管理しており、それ以外は全て都道府県に指定、管理を委ねている。今後ともその役割分担の下、捕獲許可に係る事務処理の迅速化に努める。</p>

※国道及び河川については調整中(国土交通省は移譲に関する事業の具体的内容及び条件についての北海道の意見が明らかになった段階で検討したいとの考え)

※連携共同事業(道路の除雪、入国管理に係る職員の派遣等)についても、工程表に基づき着実に実施

# 北海道道州制特区推進のイメージ

目的・趣旨：事務処理等の特例措置により、地方分権の推進、行政運営の効率化、北海道の自立的発展を目指す

責務：国は、国から北海道への事務の移譲、北海道から市町村への事務の移譲等が円滑に進むよう努める  
北海道は、区域内の市町村の自主的な合併の推進、区域内の市町村への事務の移譲等に努める

